

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	東北文化学園専門学校
設置者名	学校法人 東北文化学園大学

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
工業専門課程	建築土木科	夜・通信	300 時間	160 時間	
	インテリア科	夜・通信	330 時間	160 時間	
	建築士専攻科	夜・通信	184 時間	80 時間	
商業実務専門課程	医療秘書科	夜・通信	345 時間	160 時間	
	医療情報管理科	夜・通信	315 時間	160 時間	
	診療情報管理士専攻科	夜・通信	150 時間	80 時間	
教育・社会福祉専門課程	介護福祉科	夜・通信	330 時間	160 時間	
	社会福祉科	夜・通信	300 時間	160 時間	
医療専門課程	視能訓練士科	夜・通信	495 時間	240 時間	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

専門学校公式ホームページに掲載 「実務経験のある教員等による授業科目一覧」
<https://www.tbgu.ac.jp/college/about/disclosure/course-description>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	東北文化学園専門学校
設置者名	学校法人東北文化学園大学

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページに公表 https://www.tbgu.ac.jp/about/information/officer-list
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	医療法人仁泉会みやぎ 健診プラザ 副所長	2023.4.1～ 2025.3.31	医療・病院経営
非常勤	元 東北大学加齢医学 研究所 学術研究員	2023.4.1～ 2025.3.31	学術研究
非常勤	宮城学院女子大学教授 (教職センター主任)	2023.5.1～ 2025.4.30	教育
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	東北文化学園専門学校
設置者名	学校法人 東北文化学園大学

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>授業計画(シラバス)については、2月に次年度の授業担当教員(複数教員が担当する場合は主担当教員)に対して作成依頼し、科長が中心となり、記載内容について確認を行い、不備があれば授業担当教員に修正等を依頼する。</p> <p>科ごとに取り纏め、3月上旬までに教務委員会に提出し、教務委員会で確認・点検を行う。記載内容に不備があれば授業担当教員に修正等を依頼する。授業計画の公表については、4月2週目までに学生へ配布し周知するとともに、公式ホームページで公表する。</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>専門学校公式ホームページに掲載 「授業概要」 https://www.tbgu.ac.jp/college/about/disclosure/course-description</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

履修した授業科目の成績については、定期試験（これに代えての論文、作品又はレポート）の成績、平常時における小テスト、課題、レポート、作品等資料の成績により、総合的に評価する。

成績評価は、5段階でS、A、B及びCを合格、Dを不合格とし、その評点を、上限100点を満点として、次の基準によるものとする。

S	90点以上
A	80点以上 89点以下
B	70点以上 79点以下
C	60点以上 69点以下
D	59点以下

成績評価の結果、合格と認定された授業科目については、所定の単位を与える。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

成績評価において、履修科目の成績評価を100点満点で点数化し、全科目の合計点の平均を算出したものを客観的な指標とし、運用している。上記の方法により、前期末および学年末に分布状況を把握する。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

専門学校公式ホームページに掲載
「成績評価及び客観的指標」

<https://www.tbgu.ac.jp/college/about/disclosure>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業については、学則第 22 条の 2 項および履修規程第 16 条に定めている。

(学則第 22 条の 2)

本校において、第 4 条第 1 項の専門課程に所定期間在学し、かつ、試験等により別表の教育課程における所定授業科目を修得して全課程を修了したと校長が認めた者には、卒業証書を授与する。

(履修規程 第 16 条)

学生の修了に係る授業科目の修得及び全課程の修了については、判定会議の議を経て、校長が認定する。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

専門学校公式ホームページに掲載
「学則」「履修規程」

<https://www.tbgu.ac.jp/college/about/disclosure>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	東北文化学園専門学校
設置者名	学校法人東北文化学園大学

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページに公表 https://www.tbgu.ac.jp/about/information/financial-info/finance
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業		工業専門課程	建築土木科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1,995 単位時間/単位	990 単位時間 /単位	870 単位時間 /単位	90 単位時間 /単位	45 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位
			1,995 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		21人	0人	3人	13人	16人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>1年次では、建築の基礎を学び、設計製図の授業で木造2階建住宅の基礎図面を作成し、製図の知識と技術を身につける。また、建築現場で必要不可欠な測量技術も学ぶ。</p> <p>2年次では、より専門的な学習が増え、さらに土木系の授業も行い、卒業制作では2年間の集大成として自ら考えて作品を完成させる。</p> <p>また、建築士専攻科への進学も視野に二級建築士に合格できる力を育成する。</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>履修した授業科目の成績については、授業計画（シラバス）に記載された成績評価の方法・基準に従い学生の学修成果（定期試験、小テストの結果、課題、レポート、作品等の内容等）により、総合的に評価する。</p> <p>成績評価は上限100点を満点として、5段階でS（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）及びC（60～69点）を合格、D（0～59点）を不合格とし、合格と認定された授業科目について所定の単位を与える。</p>
卒業・進級の認定基準
<p>（概要）</p> <p>卒業および進級については、学則第22条、履修規程第15条および第16条に定めている。</p> <p>【学則 第22条】 （進級及び卒業）</p> <p>進級は、試験等により別表の教育課程における学年の所定授業科目を修得した者に限り認める。</p> <p>2 本校において、第4条第1項の専門課程に所定期間在学し、かつ、試験等により別表の教育課程における所定授業科目を修得して全課程を修了したと校長が認められた者には、卒業証書を授与する。</p> <p>【履修規程 第15条および第16条】 （進級の認定）</p> <p>第15条 学生の進級に係る授業科目の修得については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>2 進級を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。</p>

<p>(修了の認定)</p> <p>第16条 学生の修了に係る授業科目の修得及び全課程の修了については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>2 修了を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>担任制度を導入しており、毎週ホームルームを通じて、学習指導及び生活指導を行っている。放課後や休憩時間などを利用して、学生への自己学習の支援を行っている。また、定期的に個人面談を実施し、学生指導を行っている。</p> <p>さらに、資格取得の為、検定試験対策として補習授業を実施している。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
16人 (100%)	5人 (31.3%)	11人 (68.8%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 土木建築工事業、建築工事業、設備工事業、住宅建築業			
(就職指導内容) 建設業界研究会、履歴書指導、模擬面接指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 二級建築士受験資格(実務経験免除で試験の合格で登録可)、一級建築士受験資格(4年の実務と試験の合格で登録可)			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
31人	2人	6.5%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任による学生の観察及び出席状況把握を日常的に行い、ホームルームでの集団的な指導のほか、個別の面談指導等を随時実施している。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業		工業専門課程	インテリア科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	1,875 単位時間/単位	780 単位時間 /単位	1,005 単位時間 /単位	90 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位
			1,875 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		56人	0人	3人	11人	14人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>1年次では、建築材料や工法に関する基礎知識を学び、併せて自分のデザインが形にできるよう演習を行う。ショールームや住宅展示場、ショップの見学を体験し、知識を確認する。</p> <p>2年次では、外部へのコンペや卒業制作に取り組み、インテリアデザインやプレゼンテーションスキルなど専門業界で必要な即戦力を養う。</p> <p>また、建築士専攻科への進学も視野に二級建築士に合格できる力を育成する。</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>履修した授業科目の成績については、授業計画（シラバス）に記載された成績評価の方法・基準に従い学生の学修成果（定期試験、小テストの結果、課題、レポート、作品等の内容等）により、総合的に評価する。</p> <p>成績評価は上限100点を満点として、5段階でS（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）及びC（60～69点）を合格、D（0～59点）を不合格とし、合格と認定された授業科目について所定の単位を与える。</p>
卒業・進級の認定基準
<p>（概要）</p> <p>卒業および進級については、学則第22条、履修規程第15条および第16条に定めている。</p> <p>【学則 第22条】</p> <p>（進級及び卒業）</p> <p>進級は、試験等により別表の教育課程における学年の所定授業科目を修得した者に限り認める。</p> <p>2 本校において、第4条第1項の専門課程に所定期間在学し、かつ、試験等により別表の教育課程における所定授業科目を修得して全課程を修了したと校長が認められた者には、卒業証書を授与する。</p> <p>【履修規程 第15条および第16条】</p> <p>（進級の認定）</p> <p>第15条 学生の進級に係る授業科目の修得については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>2 進級を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。</p> <p>（修了の認定）</p> <p>第16条 学生の修了に係る授業科目の修得及び全課程の修了については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>2 修了を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履</p>

修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。
学修支援等
(概要) 担任制度を導入しており、毎週ホームルームを通じて、学習指導及び生活指導を行っている。放課後や休憩時間などを利用して、学生への自己学習の支援を行っている。また、定期的に個人面談を実施し、学生指導を行っている。 さらに、資格取得の為、検定試験対策として補習授業を実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
17人 (100%)	7人 (41.2%)	9人 (52.9%)	1人 (5.9%)
(主な就職、業界等) 住宅建築業、建築設計業、建築工事業、建築内装業			
(就職指導内容) 建設業界研究会、履歴書指導、模擬面接指導			
(主な学修成果(資格・検定等)) 二級建築士受験資格(実務経験免除)、インテリアコーディネーター			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
55人	2人※	3.6%
(中途退学の主な理由) 進路変更、経済的理由		
(中退防止・中退者支援のための取組) 教務委員会による年4回の「学生調査(出席調査)」の実施。出席不良者本人及び保護者への電話・文書連絡・成績連絡、個人・三者面談等の実施。		

※退学者数には除籍者数も含む

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業		工業専門課程	建築士専攻科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	1,065 単位時間/単位	485 単位時間 /単位	580 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位
			1,065 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
30人		10人	0人	2人	11人	13人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
<p>（概要）</p> <p>建築土木科・インテリア科で2年間学んできた専門知識と技術を更に向上させ、二級建築士取得を目指す。週に一度の模擬試験を実施し、7月の学科試験、9月の製図試験の対策を行います。10月以降は確認申請実務等を学び、建築実務に必要な実践的な力を身につける。</p>	
<p>成績評価の基準・方法</p> <p>（概要）</p> <p>履修した授業科目の成績については、授業計画（シラバス）に記載された成績評価の方法・基準に従い学生の学修成果（定期試験、小テストの結果、課題、レポート、作品等の内容等）により、総合的に評価する。</p> <p>成績評価は上限100点を満点として、5段階でS（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）及びC（60～69点）を合格、D（0～59点）を不合格とし、合格と認定された授業科目について所定の単位を与える。</p>	
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>（概要）</p> <p>卒業および進級については、学則第22条、履修規程第15条および第16条に定めている。</p> <p>【学則 第22条】 （進級及び卒業） 進級は、試験等により別表の教育課程における学年の所定授業科目を修得した者に限り認める。</p> <p>2 本校において、第4条第1項の専門課程に所定期間在学し、かつ、試験等により別表の教育課程における所定授業科目を修得して全課程を修了したと校長が認めた者には、卒業証書を授与する。</p> <p>【履修規程 第15条および第16条】 （進級の認定） 第15条 学生の進級に係る授業科目の修得については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>2 進級を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。</p> <p>（修了の認定） 第16条 学生の修了に係る授業科目の修得及び全課程の修了については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>2 修了を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。</p>	

学修支援等
(概要) 担任制度を導入しており、毎週ホームルームを通じて、学習指導及び生活指導を行っている。放課後や休憩時間などを利用して、学生への自己学習の支援を行っている。また、定期的に個人面談を実施し、学生指導を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
18人 (100%)	0人 (0%)	17人 (94.4%)	1人 (5.6%)
(主な就職、業界等) 住宅建築業、建築設計業、建築工事業、建築内装業			
(就職指導内容) 建設業界研究会、履歴書指導、模擬面接指導			
(主な学修成果（資格・検定等）)			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
18人	0人	0%
(中途退学の主な理由) 該当者なし		
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任による学生の観察及び出席状況把握を日常的に行い、ホームルームでの集団的な指導のほか、個別の面談指導等を随時実施している。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
商業実務		商業実務専門課程	医療秘書科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2,040 単位時間/単位	1275 単位時間/単位	1110 単位時間/単位	315 単位時間/単位	0 単位時間/単位	0 単位時間/単位
			2,700 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		8人	0人	2人	18人	20人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
<p>（概要）</p> <p>1年次では、診療報酬や社会保険、医学知識など医療秘書の基礎となる分野を学び、日本医師会医療秘書認定試験の合格を目指す。また、年度末の病院実習に向け、患者様対応を学び3週間の病院実習を行う。</p> <p>2年次進級時に科目選択を行う。診療情報管理士選択では、地域の大規模総合病院や公立病院へ就職するための日本病院会診療情報管理士カリキュラムを中心に学び、7月には診療情報管理室で2週間の実習を行う。また、本科目選択者は、本校診療情報管理士専攻科へ進学し診療情報管理士合格を目指す。</p> <p>医療秘書選択では、病院や医科診療所だけではなく、調剤薬局や福祉施設などの事務処理にも対応出来るよう、実践的に診療報酬やコンピュータ演習、患者接遇を学び、病院実習2週間を行う。</p>	
成績評価の基準・方法	
<p>（概要）</p> <p>履修した授業科目の成績については、授業計画（シラバス）に記載された成績評価の方法・基準に従い学生の学修成果（定期試験、小テストの結果、課題、レポート、作品等の内容等）により、総合的に評価する。</p> <p>成績評価は上限100点を満点として、5段階でS（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）及びC（60～69点）を合格、D（0～59点）を不合格とし、合格と認定された授業科目について所定の単位を与える。</p>	
卒業・進級の認定基準	
<p>（概要）</p> <p>卒業および進級については、学則第22条、履修規程第15条および第16条に定めている。</p> <p>【学則 第22条】 （進級及び卒業）</p> <p>進級は、試験等により別表の教育課程における学年の所定授業科目を修得した者に限り認める。</p> <p>2 本校において、第4条第1項の専門課程に所定期間在学し、かつ、試験等により別表の教育課程における所定授業科目を修得して全課程を修了したと校長が認められた者には、卒業証書を授与する。</p> <p>【履修規程 第15条および第16条】 （進級の認定）</p> <p>第15条 学生の進級に係る授業科目の修得については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>2 進級を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。</p>	

<p>(修了の認定)</p> <p>第16条 学生の修了に係る授業科目の修得及び全課程の修了については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>2 修了を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>担任制度を導入しており、毎週ホームルームを通じて、学習指導及び生活指導を行っている。放課後や休憩時間などを利用して、学生への自己学習の支援を行っている。また、定期的に個人面談を実施し、学生指導を行っている。</p> <p>さらに、資格取得の為、検定試験対策として補習授業を実施している。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
4人 (100%)	0人 (0%)	4人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 医院・診療所			
(就職指導内容) 個別面談、履歴書指導、模擬面接指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 日本医師会認定医療秘書、全国医師会医療保険請求事務実技試験、医療秘書技能検定、医事コンピュータ技能検定、診療報酬請求事務能力認定試験、秘書技能検定、調剤報酬請求事務専門士検定試験			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
8人	0人	0%
(中途退学の主な理由) 該当者なし		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任・科長を中心に学生の経済状況を含めて把握に努め、個人に合わせた指導を実施している。また、教務委員会による年4回の「学生調査（出席調査）」の実施において把握し、基準に満たない学生については保護者にその都度通知している。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
商業実務		商業実務専門課程	医療情報管理科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2,220 単位時間/単位	1,365 単位時間/単位	1,200 単位時間/単位	315 単位時間/単位	0 単位時間/単位	0 単位時間/単位
			2,880 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		14人	0人	3人	12人	15人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
<p>（概要）</p> <p>1年次では、日本医師会認定カリキュラムをベースに診療報酬の計算方法や社会保険の仕組みなどを学ぶ。また、ITの基礎分野やタッチタイピング技術、アプリケーション技術も総合的に学習し、年度末には病院実習を実施している。</p> <p>2年次では、1年次の学習をさらに深め、医療現場で活躍できるようより実践的にWord・Excelの応用やAccess（データベース）など高度なIT技術を学び、医療機関で必要とされる人材を目指す。</p> <p>また、診療情報管理士の資格取得を可能とするため、日本病院会の診療情報管理士カリキュラムによる授業を行い、診療情報管理士専攻科への進学を視野に認定試験合格を目指す体制をとっている。</p>	
成績評価の基準・方法	
<p>（概要）</p> <p>履修した授業科目の成績については、授業計画（シラバス）に記載された成績評価の方法・基準に従い学生の学修成果（定期試験、小テストの結果、課題、レポート、作品等の内容等）により、総合的に評価する。</p> <p>成績評価は上限100点を満点として、5段階でS（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）及びC（60～69点）を合格、D（0～59点）を不合格とし、合格と認定された授業科目について所定の単位を与える。</p>	
卒業・進級の認定基準	
<p>（概要）</p> <p>卒業および進級については、学則第22条、履修規程第15条および第16条に定めている。</p> <p>【学則 第22条】 （進級及び卒業） 進級は、試験等により別表の教育課程における学年の所定授業科目を修得した者に限り認める。</p> <p>2 本校において、第4条第1項の専門課程に所定期間在学し、かつ、試験等により別表の教育課程における所定授業科目を修得して全課程を修了したと校長が認められた者には、卒業証書を授与する。</p> <p>【履修規程 第15条および第16条】 （進級の認定） 第15条 学生の進級に係る授業科目の修得については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>2 進級を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履</p>	

<p>修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。 (修了の認定) 第16条 学生の修了に係る授業科目の修得及び全課程の修了については、判定会議の議を経て、校長が認定する。 2 修了を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。</p>
<p>学修支援等 (概要) 担任制度を導入しており、毎週ホームルームを通じて、学習指導及び生活指導を行っている。放課後や休憩時間などを利用して、学生への自己学習の支援を行っている。また、定期的に個人面談を実施し、学生指導を行っている。 さらに、資格取得の為、検定試験対策として補習授業を実施している。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
14人 (100%)	7人 (50%)	6人 (42.9%)	1人 (7.1%)
(主な就職、業界等) 医院・診療所			
(就職指導内容) 履歴書指導、模擬面接指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 日本医師会医療秘書認定試験、全国医師会医療保険請求事務実技試験			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
22人	1人	4.5%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任・科長を中心に学生の経済状況を含めて把握に努め、個人に合わせた指導を実施している。また、教務委員会による年3回の「学生調査（出席調査）」の実施において把握し、基準に満たない学生については保護者にその都度通知している。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
商業実務		商業実務専門課程	診療情報管理士専攻科				
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
1年	昼	960 単位時間/単位	450 単位時間 /単位	420 単位時間 /単位	90 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位
			960 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
40人		7人	0人	1人	7人	8人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>医療秘書科・医療情報管理科で2年間学んできた専門知識を更に深め、診療報酬や診療情報管理などの知識を持つ、診療情報管理士の資格取得を目指す。診療情報管理士認定試験合格へ向けた試験対策や診療情報管理士実習を行う。診療情報管理士として必要な医学知識の修得と医療現場で必要なパソコンのスキルを習得し、Access ビジネスデータベース技能認定試験等の資格取得も目指す。</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>履修した授業科目の成績については、授業計画（シラバス）に記載された成績評価の方法・基準に従い学生の学修成果（定期試験、小テストの結果、課題、レポート、作品等の内容等）により、総合的に評価する。</p> <p>成績評価は上限100点を満点として、5段階でS（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）及びC（60～69点）を合格、D（0～59点）を不合格とし、合格と認定された授業科目について所定の単位を与える。</p>
卒業・進級の認定基準
<p>（概要）</p> <p>卒業および進級については、学則第22条、履修規程第15条および第16条に定めている。</p> <p>【学則 第22条】 （進級及び卒業） 進級は、試験等により別表の教育課程における学年の所定授業科目を修得した者に限り認める。</p> <p>2 本校において、第4条第1項の専門課程に所定期間在学し、かつ、試験等により別表の教育課程における所定授業科目を修得して全課程を修了したと校長が認められた者には、卒業証書を授与する。</p> <p>【履修規程 第15条および第16条】 （進級の認定） 第15条 学生の進級に係る授業科目の修得については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>2 進級を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。</p> <p>（修了の認定） 第16条 学生の修了に係る授業科目の修得及び全課程の修了については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>2 修了を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。</p>

学修支援等
(概要) 担任制度を導入しており、毎週ホームルームを通じて、学習指導及び生活指導を行っている。放課後や休憩時間などを利用して、学生への自己学習の支援を行っている。また、定期的に個人面談を実施し、学生指導を行っている。 さらに、資格取得の為、検定試験対策として補習授業を実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
15人 (100%)	0人 (0%)	15人 (100%)	0人 (%)
(主な就職、業界等) 病院、診療所、医事コンピュータ企業			
(就職指導内容) 履歴書指導、模擬面接指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 診療情報管理士、診療報酬請求事務能力認定試験			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
15人	0人	0%
(中途退学の主な理由) 該当者なし		
(中退防止・中退者支援のための取組) クラス担任による学生の観察及び出席状況把握を日常的に行い、ホームルームでの集団的な指導のほか、個別の面談指導等を随時実施している。また、教務委員会による年4回の「学生調査（出席調査）」の実施において把握し、基準に満たない学生については保護者にその都度通知している。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程	介護福祉科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2,280 単位時間/単位	855 単位時間 /単位	865 単位時間 /単位	515 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位	45 単位時間 /単位
			2,280 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		18人	0人	3人	17人	20人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>1年次では、基礎的な知識を高め本格的な実習を前に授業の中で高齢者施設や障害者施設への訪問を実施し、幅広い福祉の視点を養う。</p> <p>2年次では、1年次に学んだ基礎をもとに、個々のレベルに合わせた細かな指導を行う。また、実習を通し介護実践の現場を体感し、技術や心構えを学ぶ。</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>履修した授業科目の成績については、授業計画（シラバス）に記載された成績評価の方法・基準に従い学生の学修成果（定期試験、小テストの結果、課題、レポート、作品等の内容等）により、総合的に評価する。</p> <p>成績評価は上限100点を満点として、5段階でS（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）及びC（60～69点）を合格、D（0～59点）を不合格とし、合格と認定された授業科目について所定の単位を与える。</p>
卒業・進級の認定基準
<p>（概要）</p> <p>卒業および進級については、学則第22条、履修規程第15条および第16条に定めている。</p> <p>【学則 第22条】 （進級及び卒業） 進級は、試験等により別表の教育課程における学年の所定授業科目を修得した者に限り認める。</p> <p>2 本校において、第4条第1項の専門課程に所定期間在学し、かつ、試験等により別表の教育課程における所定授業科目を修得して全課程を修了したと校長が認められた者には、卒業証書を授与する。</p> <p>【履修規程 第15条および第16条】 （進級の認定） 第15条 学生の進級に係る授業科目の修得については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>2 進級を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。</p> <p>（修了の認定） 第16条 学生の修了に係る授業科目の修得及び全課程の修了については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>2 修了を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。</p>

学修支援等
(概要) 担任制度を導入しており、毎週ホームルームを通じて、学習指導及び生活指導を行っている。放課後や休憩時間などを利用して、学生への自己学習の支援を行っている。また、定期的に個人面談を実施し、学生指導を行っている。 さらに、資格取得の為、検定試験対策として補習授業を実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
4人 (100%)	1人 (25%)	3人 (75%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 福祉施設			
(就職指導内容) 業界研究会、履歴書指導、模擬面接指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 介護福祉士国家資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
20人	3人	15.0%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任面談（必要に応じ科長面談）等を実施し、学生状況の把握を行っている。また、その内容を各教員間で共有し、退学防止に努めている。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
教育・社会福祉		教育・社会福祉専門課程	社会福祉科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2,145 単位時間/単位	1,140 単位時間 /単位	600 単位時間 /単位	360 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位	45 単位時間 /単位
			2,145 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		17人	0人	3人	16人	19人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>1年次では、心理学の理論や対人援助技術など、基礎的な相談援助の理論や技術を中心に学ぶ。また、実習に向けて体験的実習を取り入れ、応用力を高める。</p> <p>2年次では、相談援助における様々な分野の事例を具体的に取り上げ、相談援助専門職としてのスキルを身につける。また、実習を通し、実践力を高める。</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>履修した授業科目の成績については、授業計画（シラバス）に記載された成績評価の方法・基準に従い学生の学修成果（定期試験、小テストの結果、課題、レポート、作品等の内容等）により、総合的に評価する。</p> <p>成績評価は上限100点を満点として、5段階でS（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）及びC（60～69点）を合格、D（0～59点）を不合格とし、合格と認定された授業科目について所定の単位を与える。</p>
卒業・進級の認定基準
<p>（概要）</p> <p>卒業および進級については、学則第22条、履修規程第15条および第16条に定めている。</p> <p>【学則 第22条】 （進級及び卒業） 進級は、試験等により別表の教育課程における学年の所定授業科目を修得した者に限り認める。</p> <p>2 本校において、第4条第1項の専門課程に所定期間在学し、かつ、試験等により別表の教育課程における所定授業科目を修得して全課程を修了したと校長が認められた者には、卒業証書を授与する。</p> <p>【履修規程 第15条および第16条】 （進級の認定） 第15条 学生の進級に係る授業科目の修得については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>2 進級を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。</p> <p>（修了の認定） 第16条 学生の修了に係る授業科目の修得及び全課程の修了については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>2 修了を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。</p>

学修支援等
(概要) 担任制度を導入しており、毎週ホームルームを通じて、学習指導及び生活指導を行っている。放課後や休憩時間などを利用して、学生への自己学習の支援を行っている。また、定期的に個人面談を実施し、学生指導を行っている。 さらに、資格取得の為、検定試験対策として補習授業を実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
12人 (100%)	5人 (41.7%)	7人 (58.3%)	0人 (%)
(主な就職、業界等) 福祉施設、介護保険施設、一般企業			
(就職指導内容) 業界研究会、履歴書指導、模擬面接指導			
(主な学修成果（資格・検定等）) 社会福祉主事任用資格、社会福祉士受験資格（実務経験2年必要）、 介護職員初任者研修、レクリエーションインストラクター認定資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
25人	3人	12.0%
(中途退学の主な理由) 進路変更、病気療養		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学業、人間関係、健康問題、生活問題等の悩みを早期にキャッチするために、複数教員による声かけ及び定期的な個別面接を実施。また、保護者との緊密な連携を図るために、電話・メール等による連絡及び面談を実施。以上の手段を通して、学生の課題把握に努め、退学防止に取り組んでいる。		

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	視能訓練士科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2,745 単位時間/単位	1,160 単位時間 /単位	610 単位時間 /単位	975 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位
			2,745 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		79人	0人	6人	45人	51人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）	
<p>（概要）</p> <p>1年次では、主に専門基礎科目で、人体・視覚器の構造と機能、視能矯正の概論と総論を学び、数学・英語等の基礎科目で3年間の学びの土台を作る。</p> <p>2年次では、専門科目を学び、現場で使用する機器を用いた学内実習を行い、生きた知識を身に付け、保育実習、病院見学実習で3年次で行う臨床実習に備える。</p> <p>3年次では、今まで得た知識と技術を基に前後期各7週間の臨床実習を行い、実践力を培う。</p> <p>並行して国家試験合格と就職内定に向け、総仕上げをしていく。</p>	
成績評価の基準・方法	
<p>（概要）</p> <p>履修した授業科目の成績については、授業計画（シラバス）に記載された成績評価の方法・基準に従い学生の学修成果（定期試験、小テストの結果、課題、レポート等）により、総合的に評価する。</p> <p>成績評価は上限100点を満点として、5段階でS（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）及びC（60～69点）を合格、D（0～59点）を不合格とし、合格と認定された授業科目について所定の単位を与える。</p>	
卒業・進級の認定基準	
<p>（概要）</p> <p>卒業および進級については、学則第22条、履修規程第15条および第16条に定めている。</p> <p>【学則 第22条】</p> <p>（進級及び卒業）</p> <p>進級は、試験等により別表の教育課程における学年の所定授業科目を修得した者に限り認める。</p> <p>2 本校において、第4条第1項の専門課程に所定期間在学し、かつ、試験等により別表の教育課程における所定授業科目を修得して全課程を修了したと校長が認めた者には、卒業証書を授与する。</p> <p>【履修規程 第15条および第16条】</p> <p>（進級の認定）</p> <p>第15条 学生の進級に係る授業科目の修得については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p> <p>2 進級を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。</p> <p>（修了の認定）</p> <p>第16条 学生の修了に係る授業科目の修得及び全課程の修了については、判定会議の議を経て、校長が認定する。</p>	

2 修了を認められなかった学生は留年とし、原則としてその年次の学則別表履修要件の欄に係る授業科目を再履修しなければならない。
学修支援等
(概要) 担任制度を導入している。毎週のホームルームを利用し、学習指導及び生活指導を行う。放課後や休憩時間に自習スペース等を利用して、学生の自己学習支援を個別に行っている。 また、定期的に個人面談を実施し、学生指導を行っている。 さらに、資格取得の為、検定試験対策として補習授業を実施している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
31人 (100%)	0人 (0%)	30人 (96.8%)	1人 (3.2%)
(主な就職、業界等) 医院・診療所、病院			
(就職指導内容) 履歴書指導、小論文指導、模擬面接指導			
(主な学修成果(資格・検定等)) 視能訓練士国家資格、秘書技能検定			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
98人	6人※	6.1%
(中途退学の主な理由) 進路変更、病気療養		
(中退防止・中退者支援のための取組) 保健室・保護者と連携し、情報を共有しながら学生の体調管理に努め、学生との信頼関係を早くから構築し、個々のモチベーションを高める指導を行う。 ※退学者数には他科への再入学者数も含む		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
建築土木科	120,000 円	580,000 円	190,000 円	その他は施設設備費と 教育充実費の合算金額
インテリア科	120,000 円	560,000 円	190,000 円	
建築士専攻科	100,000 円	380,000 円	190,000 円	
医療秘書科	120,000 円	550,000 円	140,000 円	
医療情報管理科	120,000 円	550,000 円	140,000 円	
診療情報管理士専攻科	100,000 円	380,000 円	150,000 円	
介護福祉科	120,000 円	700,000 円	150,000 円	
社会福祉科	120,000 円	650,000 円	150,000 円	
視能訓練士科	120,000 円	820,000 円	230,000 円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 専門学校公式ホームページに掲載 「自己点検・自己評価報告書」 https://www.tbgu.ac.jp/college/about/disclosure		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 本校では、平成 25 年度に文部科学省の「専修学校における学校評価ガイドライン」を参考に毎年、自己点検・自己評価を行い、自己点検・自己評価報告書を作成している。自己点検・自己評価報告書を基に、学校関係者評価委員会を開催し意見を取りまとめ、改善が必要な事項については、校長が責任者として、毎年、取り組んでいる。主な評価項目は教育理念・目的・育成人材像、学校運営、教育活動、学修成果等。学校関係者評価委員会は、次項に掲げる委員をもって組織する。 ・業界又は職種における人材の専門性に関する動向等に知見を有する業界団体等の役員又は職員 ・教員の専門性の維持・向上を目的とした研修等を行う職能団体 (資格者団体、養成施設協会等) の役職員 ・国または地域の地方公共団体等の関係部局の職員 ・専攻分野に関する学会や学術機関等の有識者 ・実務に関する最新の知識、技術及び技能について知見を有する企業等の役職員 ・卒業生・専修学校関係者・高等学校関係者・保護者・地域住民等 ・その他委員長が必要と認めた者 (本校の教職員を除く)		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
一般社団法人 宮城県建築士事務所協会	2022 年 4 月 1 日～ 2024 年 3 月 31 日	業界団体等役職員
宮城県診療情報管理研究会	2022 年 4 月 1 日～ 2024 年 3 月 31 日	業界団体等役職員

NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター	2022年4月1日～ 2024年3月31日	業界団体等役職員
株式会社日本眼科医療センター	2022年4月1日～ 2024年3月31日	企業等役職員
株式会社スティック	2022年4月1日～ 2024年3月31日	卒業生・同窓会会長
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 専門学校公式ホームページに掲載 「学校関係者評価報告書」 http://www.tbgu.ac.jp/college/about/disclosure		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.tbgu.ac.jp/college/about/disclosure
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H104391010170
学校名	東北文化学園専門学校
設置者名	学校法人 東北文化学園大学

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		40人	37人	40人
内 訳	第Ⅰ区分	21人	22人	
	第Ⅱ区分	－	－	
	第Ⅲ区分	－	－	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				40人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	—
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)		0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	0人
「警告」の区分に連続して該当		0人	0人
計		0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡つて認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	前半期	後半期		
		0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—
3月以上の停学	0人
年間計	—
(備考) 退学者には除籍者1名を含む。	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)		0人	0人
G P A等が下位4分の1		0人	—
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人	0人
計		0人	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。